

# 平成 27 年度山形県地球温暖化防止活動推進員募集要領

## (目的)

第 1 条 この要領は、山形県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第 9 条に基づき、平成 27 年度山形県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）募集の詳細について、必要な事項を定めるものとする。

## (募集人数)

第 2 条 募集人数は、20 人程度とする。

## (応募資格)

第 3 条 応募資格のある者は、地域における地球温暖化の現状および地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する、次の各号の全てに該当する方とする。

- (1) 山形県内において地球温暖化防止活動を行う方
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日現在、年齢満 20 歳以上の方
- (3) 山形県地球温暖化防止活動推進センターが開催する推進員の養成研修を受講することができる方

なお、環境カウンセラーの資格をお持ちの方は、養成研修の受講が免除されます。

## (任期)

第 4 条 任期は、委嘱の日から平成 29 年 9 月 30 日までとする。（ただし、再委嘱を妨げない。）

## (募集方法)

第 5 条 募集方法は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 自薦：山形県ホームページへの掲出による公募
- (2) 他薦：市町村からの推薦

## (募集期間)

第 6 条 募集期間は、平成 27 年 6 月 16 日（火）から平成 27 年 7 月 15 日（水）までとする。

## (活動内容)

第 7 条 推進員は地方公共団体や各種団体等の要請に応じ、又は自主的に地球温暖化防止に係る次の各号の活動を行う。

- (1) 県民への地球温暖化の現状及び対策の重要性についての普及啓発
- (2) 県民の日常生活における温室効果ガス排出抑制のための対策に関する調査・指導・助言
- (3) 地球温暖化防止活動を行う住民への情報提供・協力
- (4) 山形県地球温暖化防止活動推進センター事業等への協力
- (5) 国、県、市町村が実施する地球温暖化防止施策への協力
- (6) 自ら日常生活における省エネ等の地球温暖化防止活動の実践

**(活動経費)**

**第8条** 推進員は、ボランティアとして活動を行い、報酬等は支給しない。

**(選考)**

**第9条** 応募者の中から、応募資格を満たした方について応募書類により委嘱候補者を選考する。また、選考結果は、応募者全員に通知する。

**(研修)**

**第10条** 委嘱候補者は、山形県地球温暖化防止推進センターが開催する推進員の養成研修を受講しなければならない。但し、地球温暖化防止活動の分野での活動実績により、研修の全部または一部について受講を免除する場合がある。

**(委嘱)**

**第11条** 前条の研修を受講した委嘱候補者及び研修を免除された委嘱候補者に対して委嘱することとする。

**(推進員名簿の公表)**

**第12条** 地球温暖化防止活動を普及し、また県民の地球温暖化防止活動に協力するためには、推進員の活動情報等について、県民や地球温暖化防止活動を行う各種団体に広く周知する必要がある。

このため、推進員の氏名、居住地市町村名、活動地域、所属する環境関連団体、資格、活動実績について記載した推進員名簿を一般に公表するとともに、推進員の情報(氏名、住所、連絡先)を居住地の市町村へ提供する。

**附 則**

この要領は、平成27年6月16日から施行する。